



— 目次 —

ヘッドラインニュース	1
第39回 人権・同和問題啓発講演会記録	2
「情報化社会における企業と人権」	
武蔵野大学教授・株式会社情報文化総合研究所代表取締役所長佐藤 佳弘 氏	
コラム 銀行業におけるCSRを考える	5
第15回 「リオ+20 成果文書と銀行業」	
日本総合研究所 理事 ESG リサーチセンター長 足達 英一郎 氏	
銀行インタビュー	6
「三井住友信託銀行におけるCSR活動」	
全銀協におけるCSR活動	11

***** ヘッドラインニュース *****

再生可能エネルギーの全量固定買い取り制度(FIT)が始まる

2012年7月1日から、太陽・風力等を利用する再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度（FIT）が始まりました。本制度は、長期間、固定価格で電力の買い取りを保証することにより、再生エネルギー発電への参入を促す制度です。

主な再生エネルギーの本年度（今年7月から来年3月末まで）における調達価格（税込）および調達期間は以下のとおりです。

	調達区分	調達価格（税込）	調達期間
太陽光	10kW 以上	42 円	20 年
	10kW 未満	42 円	10 年
	10kW 未満 (ダブル発電)	34 円	10 年
風力	20kW 以上	23.1 円	20 年
	20kW 未満	57.75 円	20 年
地熱	1.5 万 kw 以上	27.3 円	15 年
	1.5 万 kw 未満	42 円	15 年

また、同じく本年度の再生可能エネルギー賦課金単価は0.22円/kWhと定められましたが、本年度

は、太陽光発電の余剰電力買取制度にもとづく太陽光発電促進付加金をあわせて負担することになり、資源エネルギー庁の試算では、標準家庭（電気の使用量300kWh/月、電気料金7,000円/月）の負担水準が全国平均で87円/月になります。

国連持続可能な開発会議（リオ+20）閉幕

2012年6月22日、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロにおいて開催された国連持続可能な開発会議（リオ+20）が成果文書「我々の求める未来」を採択して閉幕しました。

成果文書には、「グリーン経済」を持続可能な開発達成のための重要な手段として認識すること、第68回国連総会の開始（2013年9月）までに持続可能な開発実施のフォローアップを行うためのハイレベル政治フォーラムを開催すること、国連環境計画（UNEP）を強化・格上げすること、「持続可能な開発目標（SDGs）」策定のための政府間交渉プロセスの立ち上げに合意すること等が盛り込まれています。

本会議は、第1回である1992年の国連環境開発会議（地球サミット）から20年経つ今年、同じ場所で開催されたため「リオ+20」と呼ばれました。

世界保健機構(WHO)が認知症患者 2050年に1億人超と推計

2012年4月11日、世界保健機構（WHO）は認知症に関する初の報告書を発表しました。

同報告書では、地球全体の高齢化に伴い、認知症患者も世界的に増加することを指摘しており、2010年に推計3,560万人だった認知症患者が、2030年に6,570万人、2050年には1億1,540万人と、20年間でほぼ倍増するものとみえています。

WHOは今後、認知症対策が多額の予算を必要とする大きな政治課題になると警告しています。

「情報化社会における企業と人権」

平成 24 年 3 月 1 日（木）、武蔵野大学教授・株式会社情報文化総合研究所代表取締役所長の佐藤佳弘氏から、「情報化社会における企業と人権」をテーマに、インターネットを介した人権問題についてご講演をいただきました。その要旨をお知らせします。



▲武蔵野大学教授・株式会社情報文化総合研究所代表取締役所長
佐藤 佳弘 氏

ネット社会の現状

今やインターネットは、業種、年齢、性別に関係なく、誰もが使う道具になった。情報発信やコミュニケーションが容易になり、様々な利便性を企業や生活にもたらしたが、利用者の拡大に伴って、ネット上でのトラブルや問題、犯罪も多く発生している。人権侵害もその一つであり、例えば、肖像権侵害、著作権侵害、個人情報の流出等が挙げられる。また、不正請求、ワンクリック詐欺、わいせつ画像などを代表とする有害情報、迷惑メール、不正アクセス、コンピュータウイルス、出会い系サイトによる犯罪など、IT が普及し、世の中が発展した陰には、たくさんの問題が発生している。

全国の警察に寄せられているハイテク犯罪の相談件数は、年間約 8 万件である。その中で、一番多く全体の 4 割を占めているのが詐欺や悪徳商法であり、2 番目に多いのが 1 万件を占めている誹謗中傷である。ただし、警察にわざわざ相談するのは一部である。友人、同僚に相談した件数、または誰にも相談せずに泣き寝入りしている件数を入れると、これは氷山の一角と言える。

さらに、人権侵害に関わる誹謗中傷などの相談から事件に発展する人権侵犯事件は、年間 800 件起きている。800 件というのは少ないかもしれな

いが、この裏には多くの人たちが悩んでいることが想像できる。

ネット上での人権侵害

ネット上での人権侵害を分類すると、9 つに分類できる。名誉毀損、侮辱、信用毀損、脅迫、さらし（プライバシー侵害）、ネットいじめ、児童ポルノ、セクハラ、部落差別である。ここでは、名誉毀損、侮辱、さらし、セクハラ、部落差別等について、ポイントだけ紹介する。

名誉毀損とは、社会的評価を低下させる行為をいい、誹謗中傷、根拠のない噂や悪口が該当する。ネット上では、メール、ネット掲示板、動画投稿サイトで名誉棄損が発生している。メールでの名誉毀損は、1999 年に初の有罪判決が出されている。また、個人によるネット掲示板への書き込みについては、これまではマスコミが行う情報発信と比べ、発信力や影響力が違うことから、名誉毀損罪が成立するのかどうか議論が分かれていた。2010 年に最高裁でネット掲示板での名誉毀損に関する有罪判決が出され、個人によるネット掲示板への書き込みも、メディア報道と同じ基準で名誉毀損罪の成立を判断することとなった。

侮辱とは、その人の名誉・感情を害するような行為、言動である。日常生活でいうと、人をバカにする、軽蔑するような言動が侮辱に値する。

懲罰の重さから言うと名誉毀損のほうが重く、名誉毀損罪は 3 年以下の懲役もしくは禁錮または 50 万円以下の罰金であるのに対して、侮辱罪は拘留（1 日以上 30 日未満）、または科料（1 万円未満）である。具体的事実を摘示した場合は名誉毀損となり、事実を摘示しない場合は侮辱となる。具体的に言えば言うほど、名誉毀損罪となり刑が重くなり、漠然と言っている場合には侮辱罪という切り分けができるのである。

補足すると、メールでの暴言は、名誉毀損罪や侮辱罪にならない。なぜかという、名誉毀損も侮辱罪も、「公然と」という要件があるからである。メール、電話は 1 対 1 であるから、公然と行われていない。いかに相手をバカにしようが、罵倒しようが、名誉毀損罪も侮辱罪も成立しない。会議室等に部下を呼んで「お前は仕事ができない」な

どと散々罵倒しても、公然たる行為ではないので、名誉毀損罪や侮辱罪にはならない。しかし、相手方が精神的な損害を受けた場合には、損害賠償責任を負うことになる。

ネット上で個人名や私生活等をさらすプライバシー侵害に関わる事案は年間 1,700 件ほど起きており、その中で 4 割に相当する 700 件がインターネットに絡んだ事案である。

しかし、プライバシーの侵害は不法行為であるものの犯罪行為ではない。刑法上に規定されていないし、プライバシー禁止法やプライバシー防止法もないからである。個人情報保護法は事業者を対象としているので、一般私人が個人情報をバラまく行為は法の網の外なのである。

セクハラは、ネットの場合には、女性に対して性的メール（ハートマークを使用したメール等）を送るということが該当する。セクハラは送る側ではなく受けた側が判定するので、受け手が不快感を持ったならば、そのメールの送信はセクハラになるのである。

セクシュアルハラスメントのハラスメントというのは、繰り返し攻撃するという意味である。相手に不快感を与えていると認識しながら繰り返すと、セクハラになるので注意していただきたい。相手の気持ちを察してあげることが、セクハラ防止になるのである。

部落差別については、過去に、部落の地名、所在地、氏名を掲載した差別図書が企業に売られ、採用の差別や昇格の差別に使われたという部落地名総監事件があった。紙媒体の差別図書は、見つけ次第焼却処分されている。ネットでは、部落地名総監を作ろうという呼びかけのもとに、データベースが作られている。見つけ次第、法務局が削除させても、別のサーバーで続きをつくるのが簡単にできるので、いたちごっこになっているのが現状である。こういう類のものは、放置せず早く見つけて、早く消すというのが大切である。

人権侵害への対処

名誉毀損、侮辱、プライバシー侵害や個人情報の掲載がネット上で行われていた場合には、「早く見つけて、早く消す」ことが対処の基本ステップ

である。そして、削除させただけで納得できなければ、法的な手段をとることとなる。

自分に対する誹謗中傷、個人情報などを見つけた場合、プロバイダ責任制限法の成立により、プロバイダは同法にもとづいて掲載内容の削除ができるようになった。また、相当の理由がある場合には、書き込みを削除しても、発信者に対する損害賠償責任を負わないことが明確化された。

法的な手段を進めるうえでは、親告罪という壁がある。親告罪とは、被害者が告訴しなければ成立しない犯罪のことをいう。名誉棄損罪や侮辱罪は親告罪である。被害者は、名誉棄損罪や侮辱罪で訴えたいのであれば、事実を明らかにして告訴しないといけない。

名誉毀損の場合、「刑事事件として救済する道」と、「民事事件として救済する道」の二つがあり、両方を選択することもできるし、どちらか一つを選択することもできる。「刑事事件として救済する道」では、仮に罰金の命令が下っても、罰金は国庫に入るため、被害者の慰謝料にはならない。また、「民事事件として救済する道」では、損害賠償請求をするにあたって、名誉毀損の事実を立証するのは被害者で、加害者は立証責任を負わない。さらに、名誉毀損の事実を立証するための時間や費用、手間があるので、ハードルが高い。

一方、プライバシーやセクハラは、刑事事件としての救済がない。刑法上の規定がないため、訴えても何もできない。懲罰もない。民事事件として損害賠償請求はできる。だが、立証責任は被害者が負っているので、被害者が事実を立証しなくてはいけない。人権侵害の被害者は、どこまで行っても大変なのである。

精神的被害に対する金銭的な償いに係る計算式はないが、過去の損害賠償請求事例から相場がわかる。ちなみに、名誉毀損は 100 万円程度、侮辱は 30 万円程度、プライバシー侵害は 75 万円程度、セクハラ行為は 100 万円程度が相場であると言ってよいだろう。

しかし、訴える場合には、裁判費用、特に弁護士費用がかかる。弁護士費用は、着手金と成功報酬の 2 段階からなり、着手金が 30 万円～50 万円、成功報酬は 4 割の弁護士が 100 万円と答えている。

裁判を維持するための代償、弁護士費用、時間や手間に加え立証責任を負わなければならない。そのうえ、精神的な苦痛を考えると、早く見つけて早く消すことに比べ、法的な手段に訴えるというのは、あまりにもハードルが高い。裁判をしても決して金銭的な得はなく、経済的にはマイナスになることを覚悟しないとイケない。

しかも、裁判所から、仮に満額の支払命令が出たとしても、被害者に立ちほだかる壁はそれだけでは終わらない。支払命令には強制力がないので、加害者に支払いの能力がない場合には払ってもらえない。仮に加害者が資産を持っていても、故意に支払わない場合でも強制力がないので、「払わない」と言われたら、払わせることはできない。差押えで強制執行という手続きがあることはある。これがまた大変で、裁判所で手続をする必要がある。そして、被害者側に、加害者の給与、貯金額、不動産等の財産を具体的に示す責任が負わされる。この手続を弁護士に依頼すると、また費用が発生するのである。

このため、法的な手段については、よくよく考えていただきたい。私は、告訴は事実上の負けだと思っている。では、どうするかというと、裁判よりも、示談や相手に謝罪させることを考えるべきである。代償を考えたら、まず示談と謝罪にエネルギーを使うべきだろう。

今後の課題

ネット上の人権侵害に関しては、法的な整備、ネット監視の展開、意識向上・モラル教育が、残されている三つの大きな課題である。

法的な整備に関しては、人権侵害などの不法な書き込みがあった場合、現状では被害者が発見するまで放置状態になっている。これは、サイトの運営事業者に監視義務がないからであり、法的にサイト監視の義務化を検討すべきである。プライバシー侵害や個人情報保護法の対象等については、今後法的な整備が必要になってくるだろう。

また、ネットの監視を強化していく必要がある。ホームページやネットの書き込みの数は膨大なので、毎日のように人海戦術で監視しなければならず、時間と費用と人手がかかる。ボランティアや

NPO 等の協力を得ながら、ネット監視の展開を進めていかなければならないと思っている。人権侵害の書き込みを早く発見するための体制づくりが必要である。

さらに、そもそも人権侵害の書き込みをなくすために、社会のモラルを改善しなくてはいけない。意識向上、モラル教育をやらないと、抜本的な解決にはならない。そのためには、学校などの教育機関の責務が大きい。また、成人や、すでに学校を卒業された人に対しては、人権意識を高めるための施策として、国や自治体が、このような講演会や研修会で意識を高めていくことが必要である。

意識向上、モラル教育は、抜本的な対策ではあるが、人の意識は簡単に変わるものではない。これは、言い続けないと、研修をやり続けないとイケない。モラル、マナー、エチケットの向上キャンペーンは、地道に続けていくべきだと思っている。

(了)



第15回「リオ+20 成果文書と銀行業」

約 4 万人が会議に参加

6月20日から22日までブラジルのリオデジャネイロで国連持続可能な開発会議（リオ+20）が開催された。会議には、国連加盟188か国及び3オブザーバー（EU、パレスチナ、パチカン）から首脳および多数の閣僚などが参加。このほか各国政府関係者、国会議員、地方自治体、国際機関、企業および市民社会から約4万人の参加者があった。

会議では、「我々の求める未来」と題する成果文書（全283パラグラフ、53ページ）が採択された。その内容は①グリーン経済は持続可能な開発を達成する上で重要なツールであり、それを追求する国による共通の取組として認識すること、②持続可能な開発に関するハイレベル・フォーラムの創設等、③都市、防災を始めとする26の分野別取組みについての合意、④持続可能な開発目標（SDGs）について政府間交渉のプロセスの立ち上げといった事項から構成されている。

困難だった具体的工程表の作成

しかし、今回の会議の成果については、「不十分」とする声もまた多く聞かれる。特に、グリーン経済については、参加国間の考え方に隔たりが最後まで大きく、これをいつ、どう実現させていくかを定める工程表を作れなかった。取組みは各国の自主的な判断に委ねられ、一切の数値目標は定められていない。途上国グループは、貧困撲滅が引き続き重要であり、「共通だが差異ある責任」原則を強調して、グリーン経済は持続可能な開発のための選択肢の一つに過ぎない、また途上国のグリーン経済への移行は先進国からの支援が前提であることを主張した。

当初の期待感が大きかっただけに、こうした結末に、環境NGOなどからは、「現状打破の野心的な道筋は見いだせなかった。まさに大きな後退」、「リオ+20は壮大な失敗」という声が上がっている。また、国連環境計画（UNEP）などの組織拡大には、予算や人員の肥大化を警戒する声も出ている。

成果文書と銀行業

ただし、成果文書を細かく見ていくと、銀行業におけるCSRと関連する部分もある。

第6章にあたる「取組の手段(Means of implementation)」では「金融(Finance)」が冒頭に掲げられ、国際金融機関、政府系金融機関、海外開発援助等とならんで、民間金融機関の役割にも言及がなされた。

具体的には、パラグラフ268に「機動的、包摂的、機能的で、環境・社会の側面から責任ある民間セクターは、価値のある存在であると認識している。それは、経済発展、貧困削減、持続可能な発展に向けた鍵となる条件を提供するからである。我々(各国政府首脳)は、こうした民間セクターの発展を促進するため、適切な政策や規制枠組みを継続して推し進めていかなければならない」との記述が盛り込まれた。

また、第2章「政策の刷新」では、「主要な主体への働きかけ」という節のパラグラフ47に「我々は、企業の持続可能性報告の重要性を認識しており、上場企業や大企業において、持続可能性に関する情報を従来の財務報告のサイクルに統合しようとする企業を奨励する。各業界、政府機関、関連する利害関係者が国連のシステムの支援の下、適切なかたちで、模範的な事例を作り、能力開発をはじめとする途上国のニーズとすでに存在している枠組みによる経験に配慮しながら、持続可能性報告を統合していく行動を促進させていく」との言及もなされた。

要するに①(民間)金融セクターのCSRを推進していく政策を今後も継続させていく、②財務報告と持続可能性報告を統合する行動を支持していく、という2点を世界の首脳が合意したことを意味する。グローバル化するわが国の銀行業に、リオ+20が決して無関係ではないことに留意しておきたい。

◆執筆者ご紹介◆

足達 英一郎(あだち えいいちろう)氏

日本総合研究所 理事 ESGリサーチセンター長
昭和61年 一橋大学経済学部卒業
環境やCSR経営の視点から見た産業調査、
企業分析の分野が専門。

「三井住友信託銀行におけるCSR活動」

このコーナーでは、CSRにかかる各銀行の取組みを紹介しています。

今回は、三井住友信託銀行経営企画部 CSR 担当部長の金井司さんから同行のCSRの取組みについてお話を伺いました。

一三井住友信託銀行が CSR に取り組む目的は何でしょうか？

当社では持続可能な社会の形成に貢献することをCSRに取り組む最も重要な目的と考えています。日本のみならず地球規模で拡大しているさまざまな社会や環境の問題を他人事と捉えることはできません。他方、各国が財政赤字に苦しむ中、このような問題の解決に民間の資金を活用することの期待が高まっており、金融機関にはそこに主導的な役割を果たすことが求められています。金融機関のCSRは、そういった文脈の中で取り組むべきだと考えています。

一三井住友信託銀行が CSR で目指している「共通価値の創造」とはどのようなことでしょうか。

当社のCSRは、「共通価値の創造」の実現を目指しています。「共通価値の創造（CSV：Creating Shared Value）」とは、企業が社会のニーズや問題に取り組むことで社会的価値を創造し、同時に自らの経済的価値を創造していくという考え方で、ハーバード大学のマイケル・E・ポーター教授によって提唱されたものです。

社会的価値の創造を追求するならば、寄付などの社会貢献を行うことが直接的かもしれませんが、営利企業には限界があります。そこで事業活動として本業の中で取り組もうという考えが主流になってきていますが、真の社会的価値の創造と経済的な利益を同時に実現することは簡単ではありません。当社もまだまだ道半ばですが、目指す将来像として敢えて「共通価値の創造」を掲げています。

一方で、コンプライアンス、サプライチェーン、人権問題といったベーシックなCSRのテーマは、それらに配慮しなければ当社自身が社会的価値を毀損させ、ひいては自らの経済的価値も低下させることになるので、これらも「共通価値の創造」の領域に

含まれると考えています。

当社では、このようにCSRをマテリアル（財務に影響を与える因子）なものであると整理したうえで、社会的価値との関連性において取り組むべきテーマを3分類し、全体の整合性を取りながらそれぞれを戦略的に実践しています。



一三井住友トラストグループとしてどのような体制でCSRに取り組んでいますか。

当社が目指している「共通価値の創造」は、「経営理念（ミッション）」、「目指す姿（ビジョン）」、「行動規範（バリュー）」、およびこれらを踏まえ策定した三井住友トラストグループの社会的責任に関する基本方針である「サステナビリティ方針^{*1}」にもとづいたものです。これらのポリシーには、経済的価値や社会的価値の創造に取り組む姿勢が明示されています。

組織面では、グループ全体で統一的方向性を持ってCSRを推進していくための統括組織として、三井住友トラスト・ホールディングス社長を議長とする「CSR推進会議」を設置しています。日常の業務は三井住友トラスト・ホールディングス経営企画部CSR推進室が統括しており、推進会議が決定した推進方針を踏まえ、半年ごとのPDCAサイクルを回し、グループ各社のCSR活動を推進する役目を担っています。

また、グループの中核を担う三井住友信託銀行においてもほぼ同様な体制を構築しており、それに加え支店を含む全ての部署にCSR責任者・CSR担当者を配置し、CSR関連事業や地域に密着した社会貢

献活動、節電等自社の環境負荷の低減に向けた活動を行っていただいています。銀行以外のグループ会社においても CSR に関する責任者を選任しており、グループ全体で方針を徹底する体制を整えました。

*1 サステナビリティ方針は、組織の社会的責任に関する国際規格 ISO26000 の考え方を採用しています。

一環境金融事業「エコ・トラステーション」について説明してください。

金融事業を通じた環境問題の解決への貢献は、当社が最も重視する「共通価値の実現」のための活動です。中でも環境に関連した金融事業を「環境(エコ)の問題に対し、信託(トラスト)の機能を活用して解決(ソリューション)に貢献していく」という趣旨から、「エコ・トラステーション」と名付け問題解決型の商品・サービスの開発・提供に力を入れており、その具体的な事例を簡単にご紹介します。



① 省エネ・再生可能エネルギー導入支援

温室効果ガスの削減や限りある資源の有効活用と経済成長を両立させていくうえで、省エネの推進と再生可能エネルギーの普及拡大は極めて重要です。

当社は、「気候変動対応行動指針」を踏まえ CO₂ 排出量削減への貢献をエコ・トラステーションの中心的な取組みと位置付け、太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーの導入を支援するファイナンススキームの開発や、三井住友トラスト・パナソニックファイナンス (SMTDFC) と連携し顧客の省エネを促進するスキームの開発に注力してきました。

エネルギー消費量の大きい住宅分野についても、住宅メーカーや地方自治体と連携した環境配慮住宅専用ローンや SMTDFC による既築住宅向けの太陽光パネル専用ローンを提供しており、実績を積み上げてきています。

② 生物多様性に関連した取り組み

当グループは、「生物多様性保全行動指針」を制定し、生物多様性や生態系の保全に資するさまざまな商品・サービスの開発に注力してきました。

なかでも、三井住友トラスト・アセットマネジメントでは、生物多様性の観点から企業を評価し投資銘柄を選択する世界初の株式投資ファンドを 2010 年に立ち上げ、国内外から大きな注目を集めました。

また、企業の生物多様性への配慮を主要な評価項目の一つとした環境格付融資、地域の生態系に配慮した植生とその第三者評価 (JHEP) の取得をアドバイスする環境建築コンサルティング、自然保護活動に篤志家のお金をつなぐ公益信託や社会貢献寄付信託等多様な商品・サービスのメニューを整備してきました。

③ 環境不動産の普及促進

持続可能で環境価値の高い「環境不動産」は、エネルギーコストの削減や環境リスクの低減などを通じ、建物自体の価値向上を生み出します。当社では、環境不動産が不動産市場において相応の評価を受けるマーケットの構築が必要と考え、2007 年より産・官・学より不動産関係者を集めた研究会を主催し、マルチステークホルダーが連携した取組みの必要性を提唱してきました。

他方、2010 年には他に先駆けて専担組織を設置し、環境不動産ビジネスの本格的な展開を開始しました。この組織は、環境不動産業務推進の中核的な役割を担っており、環境不動産のコンサルティングや仲介、汚染土地買取・再生ファンドの支援などの関連事業を推進するとともに、国や自治体とも連携しながらマーケット拡大のためのさまざまな取組みを行っています。例えば 2012 年 5 月には、当社の提言が契機となって検討が進められてきた建築環境総合性能評価システム「CASBEE^{®2}」不動産マーケット普及版が正式に発表されました。当社は、本指標が環境不動産市場の形成の礎となるよう、その普及拡大に取り組みんでいきます。

*2 建築のエネルギー効率性や資源有効利用などの観点で建築物の環境性能を総合的に評価する制度

一社会的な課題をテーマとした活動としてどのような取組みを行っていますか。

社会的課題といってもさまざまであり、ある程度テーマを絞った活動が必要です。当社はこれまでも急速な高齢化の進展に伴うさまざまなニーズの高まりに対応した商品を取り扱ってきました。例えば、ご高齢の方の間で高まる財産管理のニーズに対しては、財産をオーダーメイドかつ中・長期間のサポートによって保全・管理する「安心サポート信託」をご提供しています。また、後見制度による支援を受ける方の財産を保護し、将来にわたる生活の安定に資するための商品として「後見制度支援信託」を取り扱っています。

また、ご高齢になるほど高まる傾向にある「持ち家はあるが老後の手持ち資金にゆとりがない」といった課題に対しては、このような不安の解消やゆとりある老後生活のために、自宅に住み続けながら資金をスムーズに調達できるリバースモーゲージ^{*3}をご提供しております。

^{*3} ご自宅を担保に融資金を受け取り、お亡くなりになったときなどにご自宅の売却代金などでご返済いただくローン。

一方、近年さまざまな社会・公益活動に自らの財産を提供しようとする個人や、利益の一部を社会に還元しようとする企業が増加しています。当社では、このようなニーズにマッチした商品を取り扱っており、CSR的な観点から商品設計や販売に関与するケースも増えてきています。

公益信託^{*4}は篤志家のお金を社会的な事業につなぐ典型的な信託銀行の商品ですが、当社は奨学金の支給、自然科学・人文科学研究への助成、海外への経済・技術協力への助成、まちづくりや自然環境保護活動への助成等、財産提供者の意思を反映して、幅広い分野で活用しています。

また、当社は、お客さまの想いを複数年にわたる寄付のかたちで社会貢献活動へ取り組む団体とつなぐ「社会貢献寄付信託」（愛称：明日へのかけはし）を開発・提供しております。

^{*4} 個人や法人が「公益（社会一般の不特定多数の人々の利益）」のために財産を信託し、受託者があらかじめ定められた公益目的に従って信託財産を管理・運用し、助成事業を行うことにより、公益目的の実現を図る、法令で定められた制度。

一資産運用の分野ではどのような取組みを行っていますか。

資本市場の機能を持続可能な社会の実現に向けて活用すべく、資産運用の投資基準に ESG（環境、社会、企業統治）の観点を組み入れる責任投資が世界的な規模で広まっています。当グループは、1999年に日本で初めてのエコファンドの提供を開始し、2003年には企業年金から初めて SRI ファンドの運用を受託するなど、国内では当該分野のパイオニア的役割を担ってきました。また、グループ各社が提供している生物多様性ファンドや中国金融機関以外では初の中国株 SRI、世界銀行が発行するグリーンボンド^{*5}に投資するファンドなどは世界に先駆けた取組みであり、海外からも高い評価を得ています。

一方、国内の責任投資マーケットは、必ずしも活発とは言えないのが現状です。当社は国連責任投資原則^{*6}や国連グローバル・コンパクト^{*7}などに参加する日本企業や金融機関のネットワークにおいて主導的な役割を担い、マーケット拡大に向けた啓発活動などに取り組んでいます。

^{*5} 調達した資金は原則として新興国における気候変動対策プロジェクトへの貸付のみに利用される債券。

^{*6} 国連機関が中心になり策定された原則で、機関投資家や運用機関に対し、投資の意思決定に際して ESG を考慮するよう求めるもの。

^{*7} アナン前国連事務総長により提唱された人権、労働、環境、腐敗防止に関する行動原則で、署名企業はその実践に向けた取組みが求められる。

一支店での CSR 活動について教えてください。

当社は、全国各地の支店においてもさまざまな CSR 活動を行っています。具体的には、①生きもの応援活動、②サクセスフル・エイジング支援、③地域・社会貢献サポートを3つの重点テーマに設定しており、これらの活動を総称して“With You”（あなたとともに）というキャッチフレーズを掲げています。

With You 

こうした取組みが訴求する社会的価値は、当社の事業とは直接関連性のないものも含まれています。しかし、地道な活動を続けることで顧客や地域社会からの信頼を高め、結果的に当社の事業基盤を堅固にするものと考えています。このような観点から当社では経営企画部 CSR 推進室が With You 活動を統括し、各支店と緊密にコミュニケーションをとりながら、それぞれの取組みをバックアップする体制を構築しています。

① 生きもの応援活動

当社では、支店における生物多様性に関する啓発活動を「生きもの応援活動」と名付け、全国の営業店部で展開しています。各支店では、ロビー展やセミナー等を開催し、地域に生息する絶滅危惧種の情報発信等を行っています。

また、当社は自然豊かな土地を買い取って開発から守るナショナル・トラスト活動を強く支援しており、2010年には3か所のトラスト地購入資金を寄付しました。全国の支店においても、関連するさまざまなイベントを展開しています。



② サクセスフル・エイジング支援

当社では、豊かな高齢社会の構築を目指しお客さまが健康で豊かに年齢を重ねていくことをお手伝いする「サクセスフル・エイジング」支援活動に注力しています。高齢者に関心の高い医療や健康に関するセミナーや介護や成年後見制度に関するセミナー、年金制度の関わるロビー展の開催、地元警察と連携した金融詐欺対策セミナーなど安全・安心な生活に関わる啓発活動を全国の支店で推進しています。

また、支店社員に対象とした「認知症サポーター養成講座」や車いす介助を学ぶ「車いす講習会」、高齢者疑似体験学習なども積極的に開催しています。

③ 地域・社会貢献サポート

当社は、地域社会の活性化や豊かな生活環境づくりに貢献し、地域の皆さまとの信頼関係を構築していきたいと考えております。全国の支店がさまざまな地域イベントに参加するだけでなく、地元の特産品などのロビー展、近隣小学校の子ども達への体験学習、サロンコンサートの開催、ボランティア活動など多岐にわたる取組みを行っています。



日本橋営業部



上海支店

なお、東日本大震災の被災地を支援する取組みとして、義捐金の拠出や社員寄付口座の開設に加え、支店間が連携した衣料品や生活必需品の送付プロジェクトやグループの日興アセットマネジメント社員による南三陸町でのボランティア活動などさまざまな取組みを行いました。

④ With You 支店ブログ

当社は全国で展開している With You 活動を広く知っていただくことを目的として、季刊誌 With You の発行や Web サイトを通じた積極的な情報発信を行っています。2012年4月からは、当社の全支店が個別にサイトを持ち、随時活動を報告する「With You 支店ブログ」を開設しました。



一営業活動による環境負荷にはどのように対応していますか。

銀行業務そのものでエネルギー、紙などの資源を大量に使用していますので、環境問題などの社会的要請に応えるための活動も積極的に行っています。特に、2009年3月にはサウスタワービル、府中ビル、千里ビルの3拠点で、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を取得しており、本業の業務プロセスと環境マネジメントを連動させ、環境への取り組みを経営戦略に取り込むことによって、より実効性の高い取り組みを推進しています。

① CO₂排出量削減、節電への取り組み

当グループでは、大規模拠点の省エネ設備導入をはじめ、社員一人一人が地道な対策を積み重ねていくことで、CO₂排出量の削減を進めています。特に、CO₂排出量の総量削減義務を課す東京都の改正環境確保条例の対象拠点では、調布システムセンターでのBEMS^{*8}導入や、府中ビルでのESCO^{*9}導入など、対策を強化しています。

電力需給のひっ迫が懸念された2011年夏期の節電対応では、東京、東北電力管内において、各拠点の特性に応じた対策を講じ、規制対象となった5つの大口拠点のすべてで20%以上のピークカットを実施しました。

*8 Building Energy Management System : 室内環境に応じ、機器や設備などのエネルギー消費量の削減を図る高効率エネルギー管理システム。

*9 Energy Service Company : 省エネルギー施設の提供・維持・管理など包括的なサービスを行う事業。

② 省資源活動

当グループでは、お客さま向けの印刷物など紙資源を大量に取り扱っており、その無駄の削減と有効活用を重要な課題と考えています。紙資源のリサイクルのほか、環境マネジメントシステムの国際規格ISO14001の認証を取得している拠点では、業務プロセスの分析によって、紙の使用量の削減を通じた省資源の推進とともに業務効率の向上に取り組んでいます。

一今後の取り組みについて教えてください。

先に述べたとおり、当社のCSRは「共通価値の創造」を目指しています。しかし、現状はまだ緒についたばかりの段階であり、何よりその実現を目指すというのが大方針です。そのうえで、今後チャレンジしたいと考えている2つのことについてお話ししたいと思います。

ひとつは、「自然資本」の考え方を業務に取り込んでいきたいということです。当グループは2012年6月にリオ・デ・ジャネイロで開催された国連持続可能な開発会議（「リオ+20」）において発効した「自然資本宣言（The Natural Capital declaration）」に署名しました。「自然資本宣言」は、地球の生態系保全のために必要なストックを、土壌、空気、水、生物多様性を育む環境等の自然資産から構成される「自然資本」と位置付け、その重要性を認識するとともに、持続可能な利用を目指すため金融機関が積極的な役割を果たしていくことを宣言するものです。当グループは、生物多様性や生態系の保全に関わる取り組みを開始しておりますが、自然資本はそれらを包含するより高次元のコンセプトです。今後、自然資本の定量的な把握などの難しいテーマにも果敢に取り組んでいきたいと考えています。

もうひとつは、業界全体が持続可能な方向に歩みを進めることへの貢献です。当社は、2011年11月から署名が開始された国内金融機関の自主原則である「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）」の起草作業に参画し、現在も運営委員として積極的に推進する役割を担っています。冒頭述べたとおり、金融機関には、今、地球規模の課題の解決に民間の資金を流す仕組みを構築することが求められています。業態の垣根を超えて多様な金融機関と連携し、金融行動原則をスローガンに終わらせることのないよう微力を尽くしたいと考えています。

全銀協におけるCSR活動

1. 金融犯罪への取り組み

(1) 金融犯罪防止啓発 DVD を作成

平成 24 年 3 月、金融犯罪の手口と対策を紹介した金融犯罪防止啓発 DVD「全銀協 金融犯罪シャットアウト TV」を制作し、会員銀行および全国の消費生活センターへ配布しました。この DVD は、振り込め詐欺をはじめとする金融関連犯罪の手口や対応策について、一般消費者の認知を高め、被害を未然に防止するとともに、安心して金融サービスを利用していただくこと等を目的として作成したもので、インターネット・バンキング犯罪、利殖勧誘事犯、振り込め詐欺の 3 テーマについて、コンパクトに手口や特徴などを解説しています。



(2) 金融犯罪防止啓発イベントを実施

振り込め詐欺の未然防止に向けた対策を一層強化する観点から、7 月 12 日～8 月 31 日までの約 1 か月半を「振り込め詐欺撲滅強化推進期間」として、振り込め詐欺の未然防止に向けた活動を展開しています。



▲佐藤会長の挨拶

この活動の一環として、「推進期間」の初日である 7 月 12 日には、東京・丸の内において、「STOP!

振り込め詐欺 金融犯罪防止啓発イベント」を実施しました（協力：警察庁、警視庁、金融庁）。

当日は、佐藤会長の挨拶に引き続き、警察庁の来賓の方から、最近の金融犯罪の状況等についてお話をいただきました。

また、タレント兼女優の安めぐみさんを「一日振り込め詐欺防止隊長」として迎え、振り込め詐欺の手口や防止策等を分かりやすく説明しました。イベントには約 1000 名の方が来場されました。

2. 金融経済教育活動

(1) 「全国銀行金融教育活動 MAP」を更新

平成 24 年 4 月、全銀協 HP「全国銀行金融教育活動 MAP」を更新しました。この MAP は、全国の銀行の金融教育活動について、銀行別・本店所在地域別・取組み内容別に一覧で見ることができるものです。取組み内容は、講師派遣、銀行見学、教員支援、学校連携、就業体験、教材提供、イベント、その他の 8 つに分類しています。

(<http://www.zenginkyo.or.jp/education/map/>)



(2) 平成 24 年度「金融経済教育研究指定校」を決定

平成 22 年度から、金融経済教育活動の一環として、「金融経済教育研究指定校制度」を実施しています。この制度は、全銀協の金融経済教育に関する活動をより充実・発展させるため、金融経済教育活動に特に力を入れている中学校・高校を研究指定校として選定し、教材・講師派遣・職場見学等のツールの提供および研究費の助成を通じて、より実践的な授業支援を行うものです（過去の結果報告は、全銀協の金融経済教育サイト「ぎんこう寺子屋」(<http://www.zenginkyo.or.jp/education/>)

に掲載)。

平成 24 年度に連携する教育委員会と研究指定校は、下表のとおりです。従来までは、学校と実施教員の協力で地域への普及を行ってきましたが、平成 24 年度は、教育委員会の公的な枠組みで実施します。全銀協の提供する教材を活用して学習指導要領と地域の実情にあったモデル授業を構築し、平成 25 年度以降、教育委員会主導で地域への授業実施を図ることとしています。

【平成 24 年度 研究指定校】

	教育委員会	平成 24 年度 研究指定校
1	香川県教育委員会	◆香川県立観音寺中央高等学校 ◆香川県立高松商業高等学校
2	神戸市教育委員会	◆神戸市立原田中学校 ◆神戸市立湊翔楠中学校
3	川崎市教育委員会	◆川崎市立商業高等学校 ◆川崎市立菅生中学校

(3) 中学生向け教材「大好きなアーティストから考える あなたと銀行のかかわり」を作成

平成24年5月、中学生を対象に、銀行の機能・お金の役割など、中学生に知っておいてもらいたい内容をまとめた教材「大好きなアーティストから考える あなたと銀行のかかわり」(教材および指導者用解説書)を作成し、全国の中学校へ送付しました。

本教材は、金融の仕組みや銀行(金融機関)の役割などの当事者意識を持ちにくい「金融」について、身近な事例を挙げることで、自分たちの生活や社会とのかかわりを明確にし、興味・関心を高める内容となっています。



(4) 経済広報センター「教員の民間企業研修」を受入れ

全銀協では、平成 18 年度から(財)経済広報センターの「教員の民間企業研修」プログラムに協力し、毎年、学校の夏休み期間に教員向け研修を実施しています。

今年度は、7月25日～27日の3日間、東京都新宿区内の小学校および中学校の教員5名を受け入れました。研修では、事務局から全銀協の組織と活動等について説明を行ったほか、全銀協作成の中学生向け生活設計・マネープランゲームの体験や、東京手形交換所、日本銀行、みずほ銀行の見学等を行いました。



▲生活設計・マネープランゲームの体験

【発行】一般社団法人全国銀行協会

〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1

TEL 03-3216-3761(代表)

掲載内容の印刷物・ウェブ上での無断複製・転載はご遠慮ください。